

新生児聴覚検査の体制整備事業

要旨

R3予算案：4.3億円（R2予算額：4.3億円）

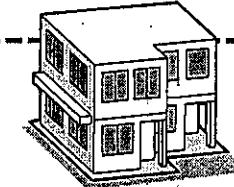
聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。（平成29年度創設）

事業内容

- 新生児聴覚検査に係る行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関等による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等により、都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の整備を図る。
(実施主体:都道府県、補助率1/2、R3基準額(案):2,373千円)

令和元年度実施都道府県:39都道府県

都道府県



<都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の確保>

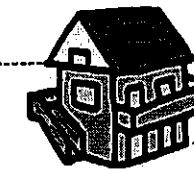
- 医療機関や教育機関などの関係機関等による協議会の設置
- 医療機関従事者等に対する研修会の実施や新生児聴覚検査のパンフレット作成等による普及啓発
- 県内における事業実施のための手引書の作成

など



支援

市町村



<新生児聴覚検査の実施>

- 新生児聴覚検査に対する公費助成の実施（※地方交付税措置）
- 新生児訪問等の際に、母子健康手帳を活用し、新生児聴覚検査の実施状況の把握及び要支援児や保護者に対するフォローアップ など

※新生児聴覚検査…新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査。